

〔 税制調査会 第13回専門家委員会  
平成24年 5月 28日(月) 〕

# 資料

(給付付き税額控除等に関する経緯について)

財務省

# 給付付き税額控除に関する議論の主な経緯

- 平成19年11月 「抜本的な税制改革に向けた基本的考え方」（政府税制調査会）  
→『諸外国の実施状況等を参考にしながら、その制度化の可能性や課題について議論が進められてい  
く必要がある』
- 平成20年12月 「平成21年度税制改正大綱」（自由民主党・公明党）
- 平成21年3月 「平成21年度税制改正法附則第104条」  
→『個人所得課税については、給付付き税額控除の検討を含む歳出面も合わせた総合的な取組の中で  
子育て等に配慮して中低所得者世帯の負担の軽減を検討する』
- 平成21年12月 「平成22年度税制改正大綱」  
→『専門家委員会には、税制抜本改革実現に向けての具体的ビジョンの全体像について助言を求めて  
いくことになりますが、それに当たっては、80年代以降の世界的潮流の中での内外の税制改革  
を総括しつつ、検討すべき課題を見出していきたいと考えています。こうした課題の中には、  
給付付き税額控除の制度設計や国際課税などの実務的・技術的な検討課題もあります』
- 平成22年12月 「平成23年度税制改正大綱」  
→『所得税については、所得控除から税額控除・給付付き税額控除・手当へという改革を進めます』
- 平成23年6月 「社会保障・税一体改革成案」（政府・与党社会保障改革検討本部決定）
- 平成24年2月 「社会保障・税一体改革大綱」（閣議決定）
- 平成24年3月 「税制抜本改革法案」国会提出  
「検討課題に対する法案提出後の対応の方向性」（閣議決定）
- 平成24年4月 「『簡素な給付措置』の具体化にあたっての基本的な考え方」（五大臣会合決定）

# 抜本的な税制改革に向けた基本的考え方

平成19年11月  
政府税制調査会

## 第2 各論

### 1. 個人所得課税

#### (7) いわゆる「給付つき税額控除」（税制を活用した給付措置）の議論

近年、アメリカ、カナダ等の諸外国では、給付と組み合わされた税額控除制度が導入されているが、我が国でもこうした制度の導入を検討してはどうかという議論がある。このような制度は、課税最低限以下の低所得者に対して、税額控除できない分を給付するという仕組みであり、若年層を中心とした低所得者支援、子育て支援、就労支援、消費税の逆進性対応といった様々な視点から主張されている。また、税と社会保障を一体的に捉え、社会保険料負担を軽減する観点から本制度を利用していいる国もある。

国民の安心を支えるため、持続可能で安心できる社会保障制度の構築とそのための安定的な財源の確保が重要な課題となっている中、このような視点から議論を行っていくことには意義がある。

他方で、今後議論すべき課題も多く残されている。まず、この制度が給付としての性格を有するものであることを踏まえる必要がある。その上で、課税最低限以下の者に対する公的給付の必要性について、社会保障政策の観点から、既存の給付や各種の低所得者対策との関係を踏まえて整理が行われる必要がある。また、資産保有状況等と関係なくある年の所得水準に基づいて給付することが適切か、財源をいかに確保するか、さらには、給付に当たって適正な支給の方策、とりわけ正確な所得の捕捉方法をどう担保するか、といった論点がある。この制度については、以上を踏まえ、諸外国の実施状況等を参考にしながら、その制度化の可能性や課題について議論が進められていく必要がある。

## 平成21年度税制改正法附則第104条

平成21年法律第13号

### 【第3項第1号】

個人所得課税については、格差の是正及び所得再分配機能の回復の観点から、各種控除及び税率構造を見直し、最高税率及び給与所得控除の上限の調整等により高所得者の税負担を引き上げるとともに、給付つき税額控除の検討を含む歳出面も合わせた総合的な取組の中で子育て等に配慮して中低所得者世帯の負担の軽減を検討すること並びに金融所得課税の一体化を更に推進すること。

# 平成22年度税制改正大綱

平成21年12月22日  
閣議決定

## 第3章 各主要課題の改革の方向性

### 2. 個人所得課税

#### (1) 所得税

##### ④ 所得控除から税額控除・給付付き税額控除・手当へ

さらに、所得再分配機能を高めていくために、「給付付き税額控除」の導入も考えられます。これは税額控除を基本として、控除額が所得税額を上回る場合には、控除しきれない額を現金で給付するといった制度です。給付とほぼ同じ効果を有する税額控除を基本とすることから、手当と同様に、相対的に低所得者に有利な制度です。給付付き税額控除は多くの先進国で既に導入されています。我が国で導入する場合には、所得把握のための番号制度等を前提に、関連する社会保障制度の見直しと併せて検討を進めます。以上で述べた税額控除・給付付き税額控除と手当などの社会保障政策のベストミックスで「支え合う」社会を構築していきます。

### 6. 消費税

消費税は景気に比較的左右されない税目であり、我が国の基幹税目となっています。一方、消費税には所得が低いほど負担感が強い、いわゆる逆進性が指摘されるところです。逆進性対策として、軽減税率も考えられますが、非常に複雑な制度を生むこととなる可能性があることなどから、「給付付き税額控除」の仕組みの中で逆進性対策を行うことを検討していきます。

## 第5章 今後の進め方

専門家委員会を近日立ち上げ、税制全般にわたり詳細な検討を進めます。専門家委員会の議論には政治家も加わります。専門家委員会には、税制抜本改革実現に向けての具体的ビジョンの全体像について助言を求めていくことになりますが、それに当たっては、80年代以降の世界的潮流の中での内外の税制改革を総括しつつ、検討すべき課題を見出していきたいと考えています。こうした課題の中には、給付付き税額控除の制度設計や国際課税などの実務的・技術的な検討課題もあります。

# 平成23年度税制改正大綱

平成22年12月16日  
閣議決定

## 第2章 各主要課題の平成23年度での取組み

### 2. 個人所得課税

#### (1) 所得税

##### ① 基本的な考え方

税率構造の見直しはもとより、高所得者に対して結果的に有利になっている所得控除の見直しなどによる課税ベースの拡大、さらには、所得控除から税額控除・給付付き税額控除・手当へという改革を進めます。

# 社会保障・税一体改革成案

平成23年6月30日

政府・与党社会保障改革検討本部決定

## IV 税制全体の抜本改革

税制抜本改革については、社会保障改革の進め方との整合性にも配意しつつ、平成21年度税制改正法附則104条第3項及び平成22年度・23年度税制改正大綱(閣議決定)で示された改革の方向性に沿って、以下の考え方により検討を加え、個人所得課税、法人課税、消費課税、資産課税にわたる改革を進める。また、地方に関わる事項については、地方団体の意見に十分配意して、検討を進めることとする。

### (1) 個人所得課税

雇用形態や就業構造の変化も踏まえながら、格差の是正や所得再分配機能等の回復のため、各種の所得控除の見直しや税率構造の改革を行う。給付付き税額控除については、所得把握のための番号制度等を前提に、関連する社会保障制度の見直しと併せて検討を進める。金融証券税制について、金融所得課税の一体化に取り組む。

# 社会保障・税一体改革大綱

〔平成24年2月17日  
閣議決定〕

## 第2部 税制抜本改革

### 第1章 税制抜本改革の基本的な考え方

#### 1. 税制抜本改革の必要性

##### (3) 税制抜本改革の基本的方向性

###### (1) 消費税の社会保障財源化

低所得者に対しては、消費税を充てることとなる社会保障の改革の中で、きめ細かな対策を講じるとともに、社会保障・税番号制度の導入をにらんで、給付付き税額控除の導入に向け検討を進める。

## 第3章 各分野の基本的な方向性

#### 1. 消費課税

##### (1) 消費税

消費税収(国分)は法律上は全額社会保障4経費(制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用)に充てることを明確にし社会保障目的税化するとともに、会計上も予算等において用途を明確化することで社会保障財源化する。消費税収(地方分(現行分の地方消費税を除く。))については、現行の基本的枠組みを変更しないことを前提として、その用途を明確化する(消費税収の社会保障財源化)。その上で、今般の一体改革において盛り込まれた社会保障の機能強化の一環として、低所得者への年金加算、介護保険料・国民健康保険料の軽減措置等、きめ細かな機能強化策を着実に実施する。

所得の少ない家計ほど、食料品向けを含めた消費支出の割合が高いために、消費税負担率も高くなるという、いわゆる逆進性の問題も踏まえ、2015年度以降の審議制度の本格稼動と定着後の実施を念頭に、関連する社会保障制度の見直しや所得控除の抜本的な整理とあわせ、総合合算制度や給付付き税額控除等、再分配に関する総合的な施策を導入する。

上記の再分配に関する総合的な施策の実現までの間の暫定的、臨時の措置として、社会保障の機能強化との関係も踏まえつつ、給付の開始時期、対象範囲、基準となる所得の考え方、財源の問題、執行面での対応可能性等について検討を行い、簡素な給付措置を実施する。

# 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案

〔平成24年3月30日  
閣議決定〕

## (税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置)

第七条 第二条から前条までの規定により講じられる措置のほか、政府は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）附則第一百四条第一項及び第三項に基づく平成二十四年二月十七日に閣議において決定された社会保障・税一体改革大綱に記載された消費課税、個人所得課税、法人課税、資産課税その他の国と地方を通じた税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策について、次に定める基本的方向性によりそれらの具体化に向けてそれぞれ検討し、それぞれの結果に基づき速やかに必要な措置を講じなければならない。

一 消費課税については、消費税率（地方消費税率を含む。以下この号において同じ。）の引上げを踏まえて、次に定めるとおり検討すること。

イ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十四年法律第 号。第六号において「番号法」という。）による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する制度（次号ト及び第六号において「番号制度」という。）の本格的な稼動及び定着を前提に、関連する社会保障制度の見直し及び所得控除の抜本的な整理と併せて、総合合算制度（医療、介護、保育等に関する自己負担の合計額に一定の上限を設ける仕組みその他これに準ずるもの）、給付付き税額控除（給付と税額控除を適切に組み合わせて行う仕組みその他これに準ずるもの）を導入する。次号において同じ。）等の低所得者に配慮した再分配に関する総合的な施策を導入する。

ロ イの再分配に関する総合的な施策の実現までの間の暫定的及び臨時的な措置として、社会保障の機能強化との関係も踏まえつつ、給付の開始時期、対象範囲、基準となる所得の考え方、財源の問題、執行面での対応の可能性等について検討を行い、簡素な給付措置を実施する。

# 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律案の国会提出に伴う今後の対応について

〔 平成24年3月30日  
閣議決定 〕

別紙の各事項については、与党と連携しつつ速やかに検討し、別紙の方向により対応していく。

## 検討課題に対する法案提出後の対応の方向性

以下の各事項については、法案提出後、与党と連携しつつ速やかに検討し、以下の方向により対応していく。

事項	今後の対応の方向
総合合算制度や給付付き税額控除等の再分配に関する総合的な施策	○ 所得の少ない家計ほど、食料品向けを含めた消費支出の割合が高いために、消費税負担率も高くなるという、消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）の所得に対する逆進性も踏まえ、総合合算制度や給付付き税額控除等の再分配に関する総合的な施策について、平成27年度以降の番号制度の本格稼動・定着後速やかに実施できるよう、関係5大臣において、簡素な給付措置との関係も念頭に置きつつ、今後具体的に検討を進める。
上記施策の実現までの間の暫定的、臨時の措置として行う簡素な給付措置	○ 消費税の所得に対する逆進性も踏まえ、低所得者対策のための暫定的、臨時的な措置として行う「簡素な給付措置」については、法案の審議入り前に、関係5大臣において具体化にあたっての基本的な考え方を示す。その上で、与野党の協議も踏まえて具体案を決定し、消費税率（国・地方）の8%への引上げ時から給付付き税額控除等の導入までの間、毎年実施する。

# 「簡素な給付措置」の具体化にあたっての基本的な考え方

〔平成24年4月17日  
五大臣会合 決定〕

「簡素な給付措置」については、「対応の方向性」における「所得の少ない家計ほど、食料品向けを含めた消費支出の割合が高いために、消費税負担率も高くなるという、消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）の所得に対する逆進性」との指摘を踏まえ、検討を行う。今後、「大綱」に示された論点について、以下の基本的な視点に沿って、与党とも十分連携しつつ、与野党の協議も踏まえて具体案を決定し、再分配に関する総合的な施策の導入までの暫定的・臨時的措置として、平成26年度から実施することとする。

## 1 納付額の水準・対象者の範囲

### (1) 納付額の水準

簡素な給付措置の納付額の水準については、所得の少ない家計ほど生活に必要不可欠な消費支出の割合が高いことによる低所得者への影響を勘案し、決定する。

### (2) 対象者の範囲

簡素な給付措置の対象となる低所得者の範囲については、実務上の対応可能性に配慮するとともに、社会保障各制度における低所得者の範囲との整合性に留意して決定する。

## 2 簡素な給付措置の具体化にあたって勘案すべき事項

### (1) 暫定的・臨時的措置及び執行面での対応可能性

給付付き税額控除等再分配に関する総合的な施策の実現までの間の暫定的、臨時的措置であることを踏まえ、執行面での対応可能性も念頭に、公平性にも配意し、事務・費用の両面でできる限り簡素で効率的な枠組みとともに、給付付き税額控除等との接続にも配慮する。

### (2) 財源

簡素な給付措置の実施にあたっては、1－(1) 及び1－(2) に沿った検討を進めつつ、同時に「社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成」という社会保障・税一体改革の趣旨や、国・地方及び国の基礎的財政収支について、遅くとも2015 年度までにその赤字の対GDP比を2010 年度の水準から半減し、遅くとも2020 年度までに黒字化することを目標とする等の財政運営戦略と整合的なものとなるよう、財源を確保する。

## 3 社会保障諸施策との関係

本措置の具体的な設計にあたっては、生活保護や各種福祉手当に係る物価スライド等の措置など、消費税率の引上げによる低所得者の負担の緩和に寄与すると考えられる諸施策との関係にも留意する。その際は、高齢者世帯、ひとり親世帯、若年非正規労働者世帯、子育て世帯など、低所得者世帯の属性に応じ、税制及び社会保障改革全体を通じた総合的な視点からの検討も併せて行い、重複の調整など必要な措置を講じて幅広い国民が負担を分かち合うという観点も踏まえて、全体として世代間・世代内の公平が図られるような制度設計を行う。